

hirokawamachiじょ project 「技術が身につくシャツ作り講座」

協働推進課人権・同和対策係 ☎ 0943-32-1196 Mail doutai@town.hirokawa.lg.jp



材料をいちから準備しなくても大丈夫なので、裁縫未経験者も安心！ 講座終了後にはアフターフォローがあり、一人ひとりのペースで1着のシャツを仕上げることができます。

子ども用グッズを作りたい人や、ものづくりが好きで仕事にしたい人は、シャツづくりを通して技術を身につけましょう。

- ▶対象 16歳以上で、4回の講座すべてに参加できる人
- ▶日時 9月7日(土)、11月23日(土)、12月21日(土)、1月11日(土) [全4回]、13時～16時
- ▶場所 Kibiru (広川町大字久泉814番地1)

- ▶定員 8人(選考あり)
- ▶受講料 3,000円
- ▶持ってくるもの 洋裁道具一式、方眼定規、筆記道具

- ▶申込方法 以下のいずれかの方法で、7月16日(火)までに協働推進課人権・同和対策係へお申し込みください。

- ① QRコードを読み取り、申し込みフォームを入力して送信する。
- 
- ② 氏名、住所、電話番号、メールアドレス、希望のシャツの色(白、黒、紺のいずれか)、応募動機を記載の上、メールで送信する。

¥ 後期高齢者医療保険料の均等割軽減が9割から8割へ

これまで後期高齢者医療保険料の均等割が9割軽減となっていた人は、今年度から8割軽減に変わります。

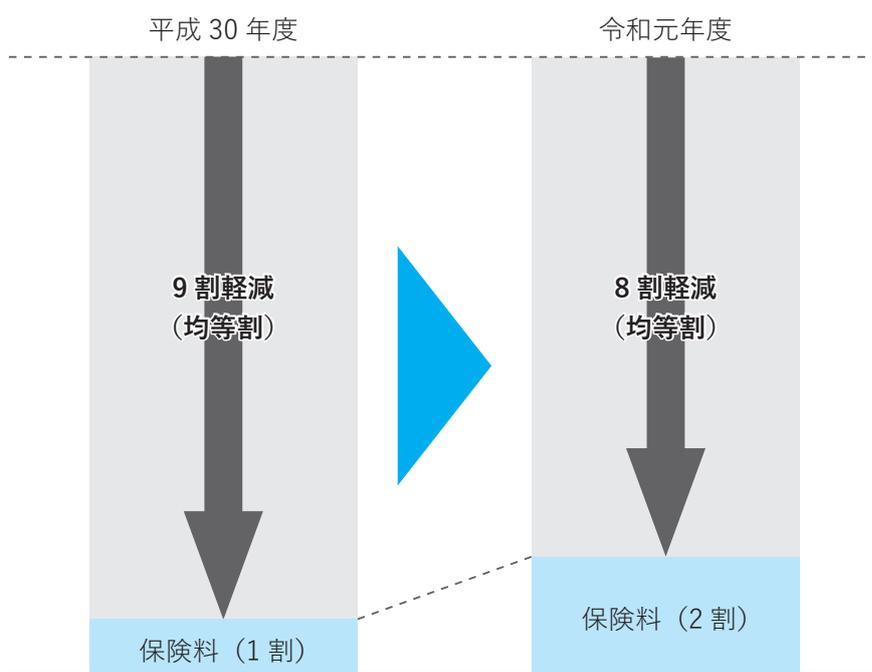
- ▶均等割が9割から8割に変わるのなぜ？

今まで実施されていた軽減特例が見直され、制度本来の仕組みに戻るためです。

軽減特例は平成20年から、当面の暫定措置として特例的に実施されてきました。しかし、世代間の公平を図り、医療保険を将来にわたり安心できる制度にするため、制度を見直すことになりました。

※医療保険料を年金からの引き落としで納めている場合、引き落とし額への影響は10月からです。

住民課国保・年金係 ☎ 0943-32-1112



例：年金収入80万円以下の場合



9/7・8「第29回広川かすり祭」
当日ボランティアスタッフ募集



久留米餅など、町の特産品が展示・販売される「広川かすり祭」。全国各地から訪れるお客さまを、華やかな会場で一緒におもてなししましょう。

- 9月7日(土)、8日(日)
- 広川町産業展示会館
- 年齢性別不問
- 昼食付き



問 広川かすり祭実行委員会 ☎ 0943-32-5555



10/19・20「第38回広川まつり」
当日ボランティアスタッフ募集



昨年はどぶろっくの登場で盛り上がった「広川まつり」。ボランティアスタッフとして、広川町最大のイベントの裏側を体験しましょう。

- 10月19日(土)、20日(日)
- 広川中学校
- 年齢性別不問
- 食事付き



問 広川まつり振興会事務局 ☎ 0943-32-0344



水道メーター器の交換にご協力を

水道の使用水量を正確に計るため、メーター器は8年ごとの交換が計量法により義務付けられています。

メーター器の蓋の裏側に記載されている有効期限を迎える前に、町の委託業者（町の腕章着用）が交換に伺います（交換は無料）。ご協力をお願いします。



格安料金での点検・清掃など、上記以外の業務を町が委託することはありません。不審な業者には十分ご注意ください。

問 環境衛生課上下水道係 ☎ 0943-32-1138



プレミアム付商品券事業
参加店募集

消費税増税の影響を緩和するため、内閣府の事業によりプレミアム付商品券が販売されます。

町内でもプレミアム付商品券が広く利用できるよう、参加店を募集します。希望する店舗の代表者は産業振興課商工観光係へお申し込みください。

■ 申込期限 6月28日(金)



プレミアム付商品券とは

販売額 20,000 円で、25,000 円分利用できる商品券。令和元年 10 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日の期間、以下の対象者のみ購入・使用することができる。

- ▶ 対象者 住民税非課税世帯
3 歳未満の子の子育て世帯

問 産業振興課商工観光係 ☎ 0943-32-1142

毎年6月に児童手当現況届の提出が必要です

児童手当を引き続き受給するには、「児童手当・特例給付 現況届」を提出する必要があります。

現況届は、6月1日時点の児童の養育状況（児童の監護、生計同一関係など）や前年度の所得状況などを確認するものです。対象者へ5月下旬に郵送しますので、期限までに必ずご提出ください。

■提出期限 6月28日(金)

■提出方法 以下の必要書類を添付し、返信用封筒で返信するか、子育て支援係へご提出ください。

- ・受給者（児童の父または母）の健康保険証の写し（国民健康保険の人は不要）
- ・別居監護申立書（児童と別居の場合）

※提出がない場合、6月分（2～5月分）以降の手当が受給できなくなります。

※必要書類に不備がある場合、10月分（6～9月分）の手当の受給が遅れることがあります。

参考：児童手当の月額（1人当たり）

0歳以上3歳未満		15,000円
3歳以上	第1子、2子	10,000円
小学校修了前	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円

※受給者の所得が所得制限限度額（622万円～、扶養親族の数により異なる）以上の場合、児童の年齢にかかわらず月額5,000円。

☎ 福祉課子育て支援係 ☎ 0943-32-1113

今年度版が完成！ 「高齢者福祉ガイドブック」

高齢者の皆さんの生活に役立つ福祉サービスなどをまとめた「高齢者福祉ガイドブック」が完成しました。事業内容やサービスの利用方法を掲載していますので、ぜひご活用ください。

■配布場所

- ・広川町役場福祉課窓口
- ・広川町保健・福祉センター「はなやぎの里」



☎ 福祉課高齢者支援係 ☎ 0943-32-1113

第三者行為による受診は必ず町への届け出を！

第三者行為（交通事故や暴力行為など）によるケガや病気で、国民健康保険証を使って医療機関を受診した場合、広川町への届け出が必要です。受診のときは、医療機関へ「第三者行為による傷病である」ことをお伝えください。

■なぜ届け出が必要？

第三者行為による受診の場合、個人負担を除いた医療費は原則、過失割合に応じて第三者側（加害者や保険会社など）が支払う必要があります。

国民健康保険証を使って受診すると、第三者側の医療費を町が立て替えることとなります。この医療費を町が第三者側に請求するために、受診者からの届け出が必要となります。

※レセプト（診療報酬明細書）点検により「第三者行為」に該当すると思われる場合は、国保・年金係が確認のためご連絡することがあります。

※示談をする場合は、事前に必ず国保・年金係へご連絡ください。

※後期高齢者医療の加入者も町への届け出が必要です。

☎ 住民課国保・年金係 ☎ 0943-32-1112



小中学生の就学を支援します

経済的に就学が困難な子どもの給食費や学用品費の一部を支給します。

■対象 次のいずれかに該当する小中学生の保護者

- ・生活に困窮していると教育委員会から認められる
- ・そのほか教育委員会から必要と認められる

■援助内容 学校給食費、学用品費、修学旅行費（校外活動費）など

■申し込み 随時受け付け。教育委員会事務局学校教育係へ、以下の書類をご提出ください。

- ・就学援助申請書
- ・学校長意見書
- ・児童扶養手当証書の写し（該当者のみ）
- ・所得課税証明書（転入者のみ）

☎ 教育委員会事務局学校教育係 ☎ 0943-32-0093

育児を手助けしてほしい人、 手助けしたい人は登録を

☎福祉課子育て支援係 ☎0943-32-1113



利用時間と利用料

	利用時間	利用料 (1時間当たり)
(月)~(土)	7時~19時	600円
	19時~21時	800円
(日)・(祝)	7時~21時	800円

※利用料は活動後、提供会員へお支払いください。

▼援助内容
・保育園、幼稚園、習い事

▼対象 広川町在住で、生後6か月児〜小学生の子どもの子育てを手助けしてほしい人

依頼会員になるには

事前登録が必要です。登録は随時受け付けていますが、登録から利用開始まで時間がかかります。お早めにご登録ください。

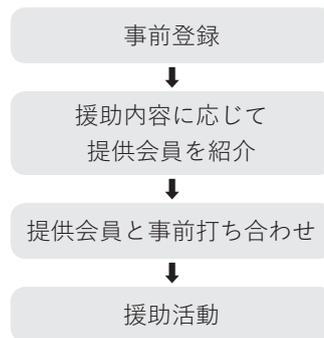
依頼会員登録会
今すぐ利用しない人も登録できます。

▼日時 7月7日(日)、10時~11時

▼場所 子育て支援センター「ハグハグ」(町民交流センター「いこつと」1階)

▼必要なもの 印鑑、筆記用具

※要予約。託児が必要な人は事前にご連絡ください。



▼利用までの流れ

「ファミリー・サポート」などの送迎、帰宅後の預かり
・産後の預かり
・外出時の一時的な預かり
※家事援助や、病児・病後児の援助は行いません。

▼活動範囲 広川町内(預かりは基本、提供会員の自宅)

ファミリー・サポート提供会員養成講座

月日	時間	内容
7月16日(火)	9:45~10:00	開講式
	10:00~12:00	ファミリー・サポート・センターについて 子育て支援サービスの提供(前期)
7月19日(金)	10:00~12:00	心の発達と保育者のかかわり 障がいのある子の預かりについて
7月23日(火)	10:00~12:00	身体の発育と病気
	13:00~15:00	子どもの遊び
7月26日(金)	10:00~12:00	子どもの栄養と食生活(調理実習)
	13:00~15:00	保育の心
7月30日(火)	10:00~13:00	小児看護の基礎知識(前期)
	13:00~15:00	事故による子どもの傷害-実態、予防、応急処置-
8月2日(金)	10:00~12:00	心の発達と保育者のかかわり
	13:00~15:00	子どもの生活へのケアと援助
8月6日(火)	10:00~12:00	小児看護の基礎知識(後期)
	13:00~14:00	子育て支援サービスの提供(後期)
	14:00~14:30	閉講式(修了証交付)、登録手続き

提供会員になるには
「ファミリー・サポート提供会員養成講座」(要事前申し込み)をすべて受講し、提供会員として登録する必要があります。すべての受講できない場合は、次の講座で該当の講座を受講すると、提供会員として登録することができます。

ファミリー・サポート提供会員養成講座

▼日時 講座内容 左表参照(9項目24時間)

▼場所 広川町役場3階会議室(7月26日(金)10時~12時のみ、はなやぎの里2階調理室)

▼受講料 無料(7月26日(金)10時~12時のみ、300円)